

茅ヶ崎市立小学校体育施設開放事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市立学校施設使用規則（昭和40年茅ヶ崎市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）に基づき茅ヶ崎市立の小学校の屋内運動場及び運動場（以下これらを「学校体育施設」という。）を目的外使用する場合において、広く市民のスポーツ活動に供する事業（以下「学校体育施設開放事業」という。）を行うための必要な事項を定めるものとする。

(開放校)

第2条 学校体育施設開放事業を実施する小学校は、別表第1に定めるとおりとする。

(開放日時)

第3条 学校体育施設開放事業を実施する日及び時間は、別表第2の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、学校長との協議の上、次の各号のいずれかに該当するときは、実施する日及び時間を変更することができる。

- (1) 夏季、秋季、冬季及び学年始、学年末における休業日に使用しようとするとき。
- (2) その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(開放できない日)

第4条 前条の学校体育施設開放事業を実施する日において、開放できない日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

(利用団体の登録)

第5条 学校体育施設開放事業で小学校を利用しようとする団体は、規則第3条の規定によりあらかじめ教育委員会に登録するものとする。

(利用種目)

第6条 学校体育施設開放事業を実施する場合において行うことができる競技の種目は、教育委員会が当該学校長と協議し定める。

(管理責任者)

第7条 規則第3条第4項の規定により登録をした者（以下「登録団体」という。）は、管理責任者を1人以上選出するものとする。

(管理責任者の職務)

第8条 管理責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 学校体育施設の鍵の管理並びに学校体育施設の解錠及び施錠
- (2) 茅ヶ崎市立学校施設使用許可決定書、学校体育施設利用承認書又は茅ヶ崎市立学校施設使用団体登録証の提示
- (3) 使用者への器具の貸出し及び収納の指導、確認
- (4) 事故防止及び使用者の安全確保
- (5) 使用者の遵守事項の指導及び監督
- (6) 学校体育施設及び器具の損傷又は滅失の防止並びに規則第14条の損傷等の届出及び学校長への報告
- (7) 使用後の清掃の確認
- (8) 学校開放利用日誌の記入

(使用者の遵守事項)

第9条 学校体育施設を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 学校体育施設の使用を開始するとき及び使用を終了したときは、その旨を管理責任者に報告すること。
- (2) 使用の許可を受けた学校体育施設以外を使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外に自動車、原動機付自転車、自転車等を乗り入れ、又は駐車しないこと。
- (4) 芝生及び植え込みの中に立ち入らないこと。

- (5) 所定の便所以外を使用しないこと。
- (6) 学校敷地内で喫煙しないこと。
- (7) 金属製のスパイクを使用しないこと。
- (8) 屋内運動場を使用する場合は、専用の靴を使用すること。
- (9) 雨天時等グラウンドコンディションの悪い時の使用は差し控えること。
- (10) 使用中に出たごみは、持ち帰ること。
- (11) 学校体育施設使用後の清掃を必ず行うこと。
- (12) 学校体育施設及び器具を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を管理責任者に報告すること。
- (13) スポーツ傷害保険に加入するよう努めること。
- (14) 負傷等の事故に関し、適切な処置をとること。

(委託)

第10条 学校体育施設開放事業における学校体育施設及び器具の管理等については、各小学校体育施設開放運営委員会等に委託するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、学校体育施設開放事業について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市立小学校及び中学校の体育施設の開放実施要綱（昭和55年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、学校長が学年を3学期とした場合においては、改正前の規定を適用する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

| 開 放 小 学 校 名 | |
|---------------|---------------|
| 茅ヶ崎市立 小 出 小学校 | 茅ヶ崎市立 東海岸小学校 |
| 茅ヶ崎市立 松 浪 小学校 | 茅ヶ崎市立 柳 島 小学校 |
| 茅ヶ崎市立 浜須賀小学校 | 茅ヶ崎市立 茅ヶ崎小学校 |
| 茅ヶ崎市立 鶴が台小学校 | 茅ヶ崎市立 今 宿 小学校 |
| 茅ヶ崎市立 円 蔵 小学校 | 茅ヶ崎市立 西 浜 小学校 |
| 茅ヶ崎市立 松 林 小学校 | 茅ヶ崎市立 浜之郷小学校 |
| 茅ヶ崎市立 梅 田 小学校 | 茅ヶ崎市立 鶴 嶺 小学校 |
| 茅ヶ崎市立 香 川 小学校 | 茅ヶ崎市立 緑が浜小学校 |
| 茅ヶ崎市立 小和田小学校 | 茅ヶ崎市立 汐見台小学校 |
| 茅ヶ崎市立 室 田 小学校 | |

別表第2（第3条関係）

| 施設の区分 | 学校体育施設開放事業を実施する日 | 学校体育施設開放事業を実施する時間 |
|-------|--|-------------------|
| 屋内運動場 | 日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。） | 午前8時30分から午後9時まで |
| | 月曜日から金曜日まで（休日を除く。） | 午後5時から午後9時まで |
| | 土曜日（休日を除く。） | 午後0時から午後9時まで |
| 運 動 場 | 日曜日及び休日 | 午前8時30分から午後5時まで |
| | 土曜日（休日を除く。） | 午後0時から午後5時まで |

